（様式C-07）

令和　年　月　日

設計共同企業体協定書

（目的）

第１条　当該共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　 滋賀県衛生科学センター整備事業（当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。）の請負

(2)　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当該共同企業体は、○○○○○○○○設計共同企業体（以下「設計JV」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当該設計JVは、事務所を○○県○○市○○区○○町○○番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当該設計JVは、令和○○年○○月○○日に成立し、本事業の委託契約の履行後○か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 本事業を委託することができなかったときは、当該設計JVは、前項の規定にかかわらず、本事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

３ 参加者として選定されなかったときは、当該設計JVは、第１項の規定にかかわらず、本事業の参加者として選定しなかった旨の通知があった日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　当該設計JVの構成員は、次のとおりとする。

住所　　○○県○○市○○区○○町○○番地

名称　　○○株式会社

住所　　○○県○○市○○区○○町○○番地

名称　　○○株式会社

※以下、３者以上の場合は追加すること。

（代表構成員の名称）

第６条　当該設計JVは、○○株式会社を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第７条　当該設計JVの代表構成員は、本事業に関し、当該設計JVを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、特定建築工事共同企業体および監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金および部分代金を含む。）の請求、受領および当該設計JVに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社○○％

○○株式会社○○％

※以下、３者以上の場合は追加すること。

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当該設計JVは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織および編成並びに本事業履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当該設計JVの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の遂行に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本事業の委託契約の履行および下請契約その他の本事業の実施に伴い当該設計JVが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当該設計JVの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、設計JVの名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当該設計JVは、契約期間中の毎事業年度ごとに決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当該設計JVが本事業を満了する日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち本事業の履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を遂行する。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２ 当該設計JVは、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表構成員の変更）

第17条の２ 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合または代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当該設計JVが解散した後においても、本業務に種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○者は、上記のとおり設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

住　　　所

名　　　称

代表者　職　氏名

住　　　所

名　　　称

代表者　職　氏名

※以下、３者以上の場合は追加すること。